

月次総会議事録

令和8年(第3回)加古川市農業委員会月次総会
令和8年3月24日(火)

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	池田 健司	主査	新瀨 邦大
主事	高橋 周		

現地調査(西地区)

3月18日(水) 午前10時から
馬田会長、前田農地委員長、井相田委員、長井委員 事務局2名

現地調査(東地区)

3月18日(水) 午後1時10分から
丸山副会長、前田農地委員長、庄司委員、柳委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後1時30分

議長 ただ今より、令和8年第3回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、15番 柿本 真千代 委員、17番 久保田 四郎 委員、両名よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第9号を議題といたします。議案第9号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
この議案は、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解約の申入れについて、県知事の許可を受けようと申請されたもので、令和7年第12回月次総会の議案第139号並びに令和8年第1回・第2回月次総会の議案第9号としてご審議いただいています。

これまで、賃借人の相続人との合意解約に向けて協議を進めていくことが適当として、農業委員会による許可・不許可の意見をまとめることなく保留となっておりました。

このたび、申請書の補正を行うため3月19日に取下書の提出があったため、議案から削除いただきますようお願いいたします。

なお、本申請が相続人のうち2名に対する解約許可申請であったことから、相続人4名全員に対する解約許可に変更してあらためて申請書が提出されています。来月の月次総会に上程させていただく予定となっています。以上です。

議長 議案第9号については以上といたします。

議長 次に、議案第14号を議題といたします。
議案第14号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書2ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

2 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。

3 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。

この案件につきましては、令和8年2月月次総会においてご審議いただいています。その際、隣接農地への進入路の確保ができていない状況であったため、引き続き事業者が合意に向けて協議していくことが適当として、月次総会では保留となっております。

転用事業者からは、隣接農地の進入路について話はまとまったものの、同意を得るまでには至っていないと報告を受けています。現段階では、許可・不許可の意見をまとめるのは難しく、引き続き、保留が適当と考えています。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第14号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 ご意見はないようですが、さきほど事務局から説明のあったとおり、本件については、転用事業者へ補正を求めているところですので、現時点で農業委員会の意見をまとめることは難しいため、採決を行わず、引き続き保留としたいと思いますが、異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第14号については保留といたします。

議長 次に、議案第23号を議題といたします。

議案第23号の1番については、庄司学委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、庄司委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、庄司委員の退席をお願いします。

(庄司学委員退席)

議長 それでは、議案第23号の1番について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 議案書3ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町大野[] 外3筆、計[]平米。[]さんから、[]さんへ。使用貸借権設定。

この案件については、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第23号の1番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第23号の1番について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第23号の1番について、許可することに決定

いたします。

それでは、庄司 学 委員に着席願います。

(庄司 学 委員 着席)

議長 次に、議案第23号の2番から11番について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 続きまして、議案第23号の2番以降の議案を朗読いたします。

2 山手一丁目 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

3 八幡町野村 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

議案書4ページをご覧ください

4 八幡町上西条 [] 外2筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

5 上荘町国包 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

6 西神吉町鼎 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

議案書5ページをご覧ください。

7 志方町志方町 [] 外3筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

8 志方町原 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

9 志方町成井 [] 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。使用貸借権設定。

10 志方町成井 [] 外2筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。使用貸借権設定。

続いて、本日配付いたしました議案書5-2ページをご覧ください。

11 八幡町船町 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

以上の案件につきまして、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、新設農家4件について、7番及び8番の案件についてはヒアリングを実施しています。それ以外の2件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3

条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ところで、7番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。3月18日水曜日、午後3時10分より、丸山副会長、前田農地委員長、柳委員と私、事務局2名の合計6名で、議案第23号、7番の譲受人である、■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■■■■さんは、会社員として働く中で、自宅にある、両親から受け継いだブドウなどの果樹を育てることが自身の癒しになっており、それが新たな農地取得の動機となったとのことでした。

作付け予定の作物はブルーベリーで、土壌の状況を見ながら、徐々に数を増やしていきたい、また、将来的には販売も視野に入れたい、とおっしゃっていました。農機具については、草刈り機など必要なものを確保しており、害虫の防除作業などを行う際も、近隣住民へあいさつに行くなど、できる限り配慮しようと考えているとのことでした。

地元の役員とも調整ができており、申請農地周辺の状況も十分に把握されているとのことでした。これらのことから、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われまます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続いて、8番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。3月18日水曜日、午前11時40分より、丸山副会長、前田委員、長井委員と私、事務局2名の合計6名で、議案第23号、8番の譲受人である、■■■■さん、及び代理人の行政書士出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■■■■さんのこれまでの農業経験は、ご親族の手伝い程度ということですが、耕作放棄地となっていた申請地が自宅から近いこともあり、農業を開始しようと、所有者に直接交渉されたそうです。

作付け予定の作物は、アガベという観葉植物と、サツマイモ及び枝豆で、■■■■さんご本人が主体となり、周囲からアドバイスを受けながら取り組むとのことでした。農機具については、親族からトラクターなどを譲り受ける予定で、具体的な販路も検討済みとのことでした。

水管理のルール等については、地元の役員に確認しており、申請農地周辺

の状況も十分に把握されているとのこと。これらのことから、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われま。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第23号の2番から11番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第23号の2番から11番について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第23号の2番から11番について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第24号を議題といたします。

議案第24号の18件については、2月12日から3月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第25号を議題といたします。

議案第25号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書15ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 八幡町中西条■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■平米。■■■■■■■■■■さん。住宅用地。仮換地証明、確約書添付。

2 西神吉町西村■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■平米。■■■■■■■■■■さん。露天駐車場用地。一部転用、■■■■■■■■■■平米のうち■■■■■■■■■■平米。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考

えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長

現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年4月18日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長、庄司委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第25号の1番。申請の土地の位置は中西条の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、馬田委員、八代醜推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長

次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年3月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第25号の2番。申請の土地の位置は西村の南東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が田、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長

事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第25号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長

ご意見がないようですので、議案第25号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長

異議なしと認めます。議案第25号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長

次に、議案第26号を議題といたします。

議案第26号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書16ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。露天駐車場用地。

2 東神吉町砂部 [] 外2筆、計 [] 平米。 [] さん 外2名から、有限会社 [] へ。露天駐車場用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年3月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第26号の1番。申請の土地の位置は升田の東、現況は保全管理。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が水路、北が畑及び道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。次に、議案第26号の2番。申請の土地の位置は砂部の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が水路、南が道路、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。以上2件、地元立会委員は、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第26号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第26号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第26号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第27号を議題といたします。
議案第27号の2件については、2月12日から3月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第28号を議題といたします。
議案第28号の7件については、2月12日から3月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第29号を議題といたします。
議案第29号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページをご覧ください。
議案第29号 許可（受理）の取消等について報告のこと。
1 西神吉町鼎■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。3条許可。
この案件につきましては、令和7年10月27日付で農地法第3条の規定により所有権移転の許可を行いました。譲受人を変更するため、令和8年3月9日付で取消し願いが提出されたものです。以上です。

議長 議案第29号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 次に、議案第30号を議題といたします。
議案第30号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書21ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。
それでは議案を朗読いたします。

議案第30号 非農地証明願承認のこと。

1 別府町新野辺■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外5名。昭和46年頃より。

2 志方町上富木■■■■、■■■■平米。■■■■さん。昭和36年以前より。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年3月18日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長、庄司委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第30号の1番。申請の土地の位置は新野辺の南。現況は宅地の駐車場となっております。申請どおりかと思われれます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年3月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第30号の2番。申請の土地の位置は上富木の東。現況は道路となっております。申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第30号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第30号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第30号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第31号を議題といたします。
議案第31号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第32号を議題といたします。
議案第32号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書24ページをご覧ください。この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。
それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、八幡町上西条地区及び西神吉町宮前地区において、合計6筆、8,083平米をひょうご農林機構が借り受け、担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、上西条地区は公告日から令和19年12月31日まで、宮前地区は公告日から令和18年12月31日までとなっています。
権利の設定を受ける借受者については、認定農業者などであって、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地区に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第32号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第32号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第32号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回

答することに決定いたします。

議長 次に、議案第33号を議題といたします。
議案第33号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書25ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもので、計画全体への影響は限定的なものです。

また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、会長専決により令和8年2月25日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第33号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第34号を議題といたします。
議案第34号については、前田 祥道 委員が役員を務める法人に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、審議を行います。
それでは、前田委員の退席をお願いします。

(前田 祥道 委員 退席)

議長 では、議案第34号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。よろしくお願いたします。はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させ

ていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第34号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案27ページ及び審議参考資料の7ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、加古川市八幡町船町■■■。申請者は、株式会社■■■営農です。株式会社■■■営農は、認定農業者として認定されておりましたが、このたび認定期間が終了し、再認定のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案28ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、複合経営です。

続きまして、議案29ページをご覧ください。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、水稻の現状は、作付面積6,330a、生産量222.1tで、目標は、作付面積6,400a、生産量268.8tです。WCSの現状は、作付面積1,925a、生産量108.3tで、目標は、作付面積2,010a、生産量113.1tです。大麦の現状は、作付面積3,242a、生産量122.5tで、目標は、作付面積3,500a、生産量132.3tです。小麦の現状は、作付面積3,047a、生産量98.7tで、目標は、作付面積2,700a、生産量89.1tです。小麦種子の現状は、作付面積137a、生産量5.1tで、目標は、作付面積0aです。白大豆の現状は、作付面積1,725a、生産量9.4tで、目標は、作付面積1,700a、生産量17.8tです。黒大豆の現状は、作付面積1,232a、生産量7.2tで、目標は、作付面積600a、生産量6.3tです。そばの現状は、作付面積410a、生産量0.8tで、目標は、作付面積460a、生産量0.9tです。

続きまして、議案30ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。現状、水稻・麦・大豆を2年3作で作付けしていますが、加古川パスタ用小麦は生育期間が7か月と長く、去年は厳寒で生育が遅れ麦の刈取りが水稻の田植え時期にずれ込み、その結果、稲刈りの遅れ等連鎖的に全作物の日程がずれて適期作業が行えませんでした。対策として日程に余裕を作るべく、①スマート農機充実と大特作業者の補充で短期集中対応、②新工法採用である乾田・湛水直播等による工数低減、③生育に合わせたドローン防除・施肥等により適地・適期・適作に向けた施策を駆使し生産性を向上していきます。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。これまで人手に頼っていた加工品の見積書・請求書等の発行は、令和7年度に自社に合った販売管理システムを構築し受注・請求集計作業等が効率化されました。今後は顧客・商品別の売上管理や原価管理分析等へ展開するとともに、経費等の会計処理が合理化できるよう会計システムと日常業務の作業改善を図られます。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。現状は月給制を採用し、三六協定に基づく農繁期と農閑期のバランスを考慮した労働時間管理や休暇の取得を実施されています。今

後は新人の獲得と社員が長く安心して働ける職場環境づくりを目指し、若者が魅力的と思える待遇、各種資格取得の推進、週休2日制の段階的採用等、福利厚生および働きがいにづくりに取り組まれ、退職金制度採用の検討も進められます。

最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。良き人材は組織運営の基本であるため、今後は特に大型特殊農機が扱えるよう社員の多能工化を推進するとともに、現行の八幡宮農お助け隊や地元草刈り隊、アルバイト等の協力も含め、社員が多少変動しても業務が止まらない、強い営農組織づくりを目指されます。また、第2倉庫では男女別トイレや会議室、および、ドローン等精密農機の保管室や専用車両用の車庫等も完了したので、第2倉庫をスマート農業の拠点として活用し効率化に繋がられます。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。株式会社 ■■■ 営農の農業経営改善計画について、令和8年3月18日、市役所農業委員室にて、丸山副会長、庄司委員と私、また農業委員会事務局2名及び農林水産課職員2名の同席のもと、ヒアリングを行いましたので、その概要を報告いたします。

株式会社 ■■■ 営農は、前回の計画期間満了に伴い、継続して地元の放棄田の受け入れ先として頑張りたいと、新たな農業経営改善計画を策定されました。

主な改善点としては、新たな設備導入の計画と、それに伴う社員の多能工化等により天候に左右されない作付け時期の維持を挙げられています。ヒアリングでは人員不足に対して草刈等は地元の協力を取り付けるなど、地域の中で根差した経営についての説明などがありました。

計画は農業用機械の購入など効率的に農業を進めていくものとなっております。適正と思われます。

なお、特産品であるデュラム小麦の生産を全面に押し出し、地域の農業をけん引していく存在として期待しています。

以上、よろしくご審議ください。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第34号について、ご意見を承ります。

東田委員 議席番号5番 東田です。議案書29ページの(3)ア農用地のその他はどのような土地かを教えてください。

事務局 その他については、特定農作業受託契約などで契約されている農地を計上しております。

議長 ほかにご意見ございませんか。

異議なし

議長 ほかにご意見がないようですので、議案第34号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第34号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

それでは、前田 祥道 委員に着席願います。

(前田 祥道 委員 着席)

議長 ここで再度事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席。農林水産課振興係着席。)

議長 次に、議案第35号を議題といたします。

議案第35号については、前田 祥道 委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、前田委員の退席をお願いします。

(前田 祥道 委員 退席)

議長 では、議案第35号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼致します。農林水産課振興係の金丸と申します。議案第35号の加古川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見を求めることについて、ご説明申し上げます。なお、本議案は農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会の意見をお聴きさせていただくものです。

それでは議案書の33ページをご覧ください。1. 農業振興地域整備計画の変更理由につきまして、ご説明申し上げます。加古川市農業振興地域整備計

画は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することを目的として昭和48年に策定されました。令和6年11月には、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果を反映して、加古川市農業振興地域整備計画の変更を実施したところでありますが、今年度につきましては経済事情の変動やその他の情勢の推移により、やむを得なく変更の必要が生じたため、変更を行うものであります。

2. 変更点につきましては、加古川市農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画を変更いたしました。農用地区域から1筆分の農地を除外しております。

まず、農用地利用計画の変更についてご説明いたします。3. 農用地区域の現況についてです。加古川市では、4,308haが県によって農業振興地域として指定されています。下記の表はそのうちの農用地区域を表にしたものでございます。既定の様式に基づいて単位は小数点第1位までのha表記としておりますが、実際の面積管理は㎡で行っております。変更前の面積は、田1,541.1ha。畑75.1ha。樹園地13.8ha。採草放牧地20ha。混牧林地0ha。農業用施設用地15.8ha。山林原野等0.1ha。農用地区域の面積は合計で1,665.9haです。変更後の面積は、田が1.2haの減少で1,539.9ha、農業用施設用地が1.2haの増加で17ha、合計1,665.9haを農用地区域として確保する計画でございます。

34ページをご覧ください。4. 農用地区域の変更理由別面積試算表でございます。こちらは、農用地区域の面積について、変更理由別に農用地への編入面積及び農用地からの除外面積の増減を表にしたものです。今回の変更では、農用地への編入はありません。農用地からの除外については、表の右側に記載のとおりです。内訳としましては、一般住宅用地0.0haでございます。単位につきましては、haとしているため、八幡町上西条地区の一般住宅用地では四捨五入の都合上、除外の面積を0.0と表記しています。実際には㎡単位の数値を積み上げて、合計値が0.1haを超えた場合に反映致しております。編入及び除外後の差引合計は、表の一番右に記載しているとおり0.0haとなり、農用地区域の増減はない計画でございます。

続きまして、35ページをご覧ください。5. 農用地区域から除外する土地の一覧表でございます。変更土地の所在、地番、現況地目、変更面積、除外の目的を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。土地の位置図を37ページに用意しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。それでは、農用地区域から除外する土地の一覧表を読み上げていきます。八幡町上西条字六反田■■■■■の一部、田、■■■■■㎡のうち■■■■■㎡分家住宅です。合計1件1筆、■■■■■㎡の除外でございます。

続きまして、36ページをご覧ください。6. 用途区分を変更する土地の一覧表でございます。変更土地の所在、地番、現況地目、変更面積、主たる理由を読み上げます。土地の位置図を38ページに用意しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。それでは、用途区分を変更する土地の一覧表を読み上げていきます。志方町永室■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の一部、■■■■の一部、田、計■■■■㎡のうち■■■■㎡ 農業用施設用地です。この土地にはすでにレタスの栽培を目的とした農作物栽培高度化施設が建築済みです。

なお、これらの案件につきましては、令和8年3月17日に開催した加古川市農業地域振興協議会において、原案どおり承認いただきました。以上、合計1件7筆、■■■■㎡の用途区分変更でございます。

以上で議案第35号のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくようお願いいたします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第35号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第35号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第35号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。
それでは、前田 祥道 委員に着席願います。

(前田 祥道 委員 着席)

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時27分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和8年3月24日

署名委員（15番）

署名委員（17番）